## 知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】をご購入いただいた皆様へ

第 40 回(2021 年 11 月 7 日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定 2級公式テキスト【改訂10版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 40 回	2021年11月7日(日)	2021年5月1日
第 41 回	2022年 3月13日(日)	2021年9月1日
第 42 回	未定	

<sup>※</sup>知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在 で施行されている法令等に基づくものとされています。

## 改訂に関連する法律

文化庁ホームページ

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(施行: 令和 2(2020)年 10 月 1 日/令和 3(2021)年 1 月 1 日)

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02\_hokaisei/

(概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02\_hokaisei/pdf/92359601\_01.pdf)

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律(令和2年12月2日成立)

URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

※2021年7月28日現在

	T	
該当箇所	変更前	変更後
P34	「IPランドスケープ」とは、欧米においてここ数年で急	「IP ランドスケープ」は、2017 年3月に発表された経
Lesson4	速にかつ頻繁に使用され始めた新しい用語です。	済産業省「知財人材スキル標準 Version2.0」で知財部門の
特許調査とIPランドスケープ	2017年3月に発表された経済産業省「知財人材スキル標準	担うべき新たな「業務」の一つとして追加された用語です。
4 I Pランドスケープとは	Version2.0」で新しく知財部門の担う「業務」の一つとし	新聞等でもしばしば取り上げられていることから、今後は
1行目~15行目	て追加され、新聞でも大きく取り上げられたことから、今	定着していくだろうと予想されます。
	後は定着していくだろうと予想されます。 ここでは知財人	
	材スキル標準の内容を基礎として簡単に解説します。	
	IP ランドスケープは、簡単にいえば、知的財産に関する	IP ランドスケープは、簡単にいえば、知的財産に関する
	情報を活用して事業 <del>の見通しを示す</del> 業務を指します。	「情報」を活用して経営や事業に役立てる業務を指します。
	では、この「業務」の具体的な目的と内容はいかなるもの	では、この「業務」の具体的な目的と内容はいかなるもの
	でしょうか。まず、本業務の「目的」は、経営陣や事業責	でしょうか。まず、本業務の「目的」は、経営陣や事業責
	任者に対し、経営戦略や事業戦略の <mark>策定</mark> に用いるために提	任者に対し、経営戦略や事業戦略の立案に用いるために提
	示するものです。すなわち、研究開発部門や知財部門内で	示するものです。すなわち、研究開発部門や知財部門内で
	完結するものではありません。	完結するものではありません。
	次に、本業務の「内容」としては、特許情報に限定されず、	次に、本業務の「内容」としては、特許情報に限定されず、
	非特許情報(例えば、論文、ニュースリリース、株式情報、	特許以外の情報(例えば、論文、ニュースリリース、株式
	マーケット情報等のビジネス情報)も統合して分析された	情報、マーケット情報等のビジネス情報)も統合して分析
	ものです。	されたものです。
P36	しかし、特許マップというのはその名の通り、特許データ	しかし、特許マップというのはその名の通り、特許データ
Lesson4	(通常、マーケット情報等の <mark>非</mark> 知財情報は含まない)を視	(通常、マーケット情報等の知財 <mark>以外の</mark> 情報は含まない)
特許調査とIPランドスケープ	覚化したもので、主として研究開発、あるいは特許出願戦	を視覚化したもので、主として研究開発、あるいは特許出
4 I Pランドスケープとは	略のために用いられる場合が多いのが実態でした。その場	願戦略のために用いられる場合が多いのが実態でした。そ
9行目~20行目	合の多くは、アウトプットの提出先は知財部門内あるいは	の場合の多くは、アウトプットの提出先は知財部門内ある
	研究開発部門内に留まり、経営陣や事業責任者に提出され	いは研究開発部門内に留まり、経営陣や事業責任者に提出
	ることはほとんどありません。特許 <mark>情報</mark> 以外の <mark>非特許</mark> 情報	されることはほとんどありませんでした。特許以外の情報
	を統合した特許マップというのは実は従来から存在はしま	を統合した特許マップというのは実は従来から存在はしま
	す。	す。
	しかし、それを経営陣・事業責任者に <mark>提示し</mark> 、経営戦略や	しかし、それを経営陣・事業責任者と共有し、経営戦略や
	事業戦略に役立てない限り、それは「改良された特許マッ	事業戦略の検討に用いない限り、それは「改良された特許
	プ」とは呼べても、IPランドスケープとはいえないでし	マップ」とは呼べても、IPランドスケープとはいえない
	ょう。	でしょう。

該当箇所	変更前	変更後
P36	以上より、「IPランドスケープ」というのは、「積極的な	実際、特許庁が初めてIPランドスケープについて本格的
Lesson4	経営戦略・事業戦略策定のために、知財情報及び非知財情	に調査研究を行った報告書*においては、「IP ランドスケ
特許調査とIPランドスケープ	報(マーケティング情報等のビジネス関連情報)を統合し	ープ」は、「経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事
4 I Pランドスケープとは	て分析した事業環境と将来の見通しを経営陣・事業責任者	業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結
21行目~28行目	<del>へ提示するもの」、といえます。</del>	果(現状の俯瞰・将来展望等)を経営者・事業責任者と共
差し替え	これは、従来の経営陣や事業責任者が行っていたいわゆる	有すること」と定義されています。
	「事業環境分析」というマーケティング・リサーチの業務	この定義に含まれる業務は多様であり、前述したアライア
	に知財データという客観的かつ定量的なデータを加味した	ンス先候補の探索、M&A候補企業の探索以外にも、自社
	ものといえるため、新しい「マーケティング・リサーチ」	技術の新規用途を見つける形での新規事業の提案や資金調
	手法の一種、という位置づけも可能ではないかと考えられ	達のために自社技術を見える化すること等もIPランドス
	ます。	ケープの範囲に入ります。
P141	…される画像 (表示画像)」、のいずれかであることが必要	…される画像(表示画像)」、のいずれかであることが必要
Lesson16	です。	です。これにより、例えば、映画やゲーム等のコンテンツ
意匠法の保護対象と登録要件[1]		画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠
4 意匠法の保護対象である		権の保護対象となりません。
「意匠」とは		
1 行目 追加		
P155	…「意匠に係る物品」を記載する必要があり、例えば、携	…「意匠に係る物品」を記載する必要があります。ここに
Lesson18	帯電話のデザインを創作したときは、…	は、意匠に係る物品、意匠に係る建築もしくは画像の用
意匠登録を受けるための手続き		<b>途を記載しなければなりません。</b> 例えば、携帯電話のデザ
1 意匠登録出願に必要な書類		インを創作したときは、…
4行目		
P155	この制度は 2021 年 5 月 17 日までに施行されることになっ	この制度は2021年4月1日から施行されています。
Lesson18	ていますが、現在のところ (2020年6月15日現在)、施行	
意匠登録を受けるための手続き	日は未定です。	
1 意匠登録出願に必要な書類		
下から3行目~最終行		

該当箇所	変更前	変更後
P160	同時に使用される二以上の物品、建築物または画像から構	同時に使用される二以上の物品であって経済産業省令で定
Lesson18	成されるものであって、それらの構成物品等に全体として	めるもの(組物)を構成する物品、建築物または画像に係
意匠登録を受けるための手続き	統一があるときは一意匠として出願し、…	<b>る意匠は、組物</b> 全体として統一があるときは一意匠として
4 特殊な意匠登録出願		出願し、…
(3)組物の意匠		
1行目~2行目		
P160	例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用	例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用
Lesson18	いている場合に、内装における「統一的な美感」が認めら	いている場合や、壁や床等の装飾、家具や什器を共通する
意匠登録を受けるための手続き	れると考えられます。	コンセプトに基づいて構成している場合に、内装における
4 特殊な意匠登録出願		「統一的な美感」が認められると考えられます。
(4) 内装の意匠		
6 行目		
P295	これ以外に「名誉・声望保持権」があります(著 113 条 7	これ以外に「名誉・声望保持権」があります(著 113 条 <b>11</b>
Lesson33 著作者人格権	項)。	項)。
1 著作者人格権とは		
2行目		
P311	また、許諾された「著作物を利用する権利」は、著作権者	また、許諾された「著作物を利用する権利(利用権)」は、
Lesson35 著作権の変動	の承諾があれば、第三者に譲渡できます(著63条3項)。	著作権者の承諾があれば、第三者に譲渡できます(著 63
3 著作権の移転と活用		条 3 項)。
下から2行目		著作権者から「著作物を利用する権利(利用権)」の許
		諾を受けた者は、その著作権が第三者に譲渡されて著作
		権者が変更になった場合でも、利用を継続することがで
		きます。この場合、登録等を備えている必要はありませ
		ん (著 63 条の 2)。
P318	相当額の補償金を著作者に支払わなければなりません(著	
Lesson36 著作権の制限	30条 <mark>2</mark> 項)。	30条3項)。
2 許諾なく利用できる場合		
10行目		

該当箇所	変更前	変更後
P318	また、インターネット上で、海賊版と知りながらそれをダ	また、インターネット上で、違法にアップロードされた音
Lesson36 著作権の制限	ウンロード(録音、録画) する行為は、私的使用目的でも	楽や映像(いわゆる海賊版)について、それが違法にアッ
2 許諾なく利用できる場合	複製権の侵害となることが規定されています(著 30 条 1	プロードされたものであることを知りながらダウンロード
17行目~19行目	項 3 号)。	(録音、録画) する行為する行為は、私的使用目的であっ
差し替え		ても複製権の侵害となることが規定されています(著 30
		条1項3号)。
		さらに、音楽や映像に限らず、著作物全般(漫画、書籍、
		論文、コンピュータプログラム)についても、違法にアッ
		プロードされたことを知りながらダウンロードする行為は
		複製権の侵害となります (著 30 条 1 項 4 号)。ただし、①
		スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ
		~数コマなどの「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④
		「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事
		情がある場合」のダウンロード、については除外されます。
P319	例えば、写真の撮影等の際に他人の著作物が写り込んでし	写真の撮影、録音、録画などの行為に際し、他人の著作物
Lesson36 著作権の制限	まってもそれが軽微な部分である等の要件を満たせば著作	が写り込んでしまった場合、いわゆる「写り込み」の場合、
2 許諾なく利用できる場合	権者の許諾がなくとも複製等ができる付随対象著作物の利	「正当な範囲内において」当該他人の著作物を利用するこ
3行目~5行目	用(著30条の2)のほか、	とができます(不随対象著作物の利用、著30条の2)。
差し替え		例えば、①スクリーンショットやインターネット上での生
		配信、模写、街の風景のCG化など多様な行為に伴う写り
		込み、②固定カメラでの撮影など、創作性が認められない
		行為を行う場面に伴う写り込み、③子供にぬいぐるみを抱
		かせて撮影する場合など、メインの被写体から分離が可能
		な場面における写り込み、といった場合も考えられます。
		そのほか、
P320	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも
Lesson36 著作権の制限	可能です(著 47 条の 6 <mark>第 3 号</mark> )。	可能です (著 47 条の 6 第1項2号)。
2 許諾なく利用できる場合		
2行目		

該当箇所	変更前	変更後
P321 Lesson36 著作権の制限  2 許諾なく利用できる場合 条文 著作権法 47 条の 3 5 行目	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。
P335 Lesson38 著作権の侵害と救済 2 著作権侵害とみなされる行為 リスト②~⑤	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為(著 113 条 1 項各号)	<ul> <li>① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為(著 113 条 1 項各号)</li> <li>② リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為(著 113 条 2 項)</li> <li>③ リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供行為を放置する行為(著 113 条 3 項)</li> </ul>
	<ul> <li>② コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為(著113条2項)</li> <li>③ 技術的利用制限手段を回避する行為(著113条3項)</li> </ul>	<ul> <li>④ コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為(著 113 条 5 項)</li> <li>⑤ 技術的利用制限手段を回避する行為(著 113 条 6 項)</li> <li>⑥ ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードを提供等する行為(著 113 条 7 項)</li> </ul>
	<ul><li>④ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為(著 113条4項各号)</li><li>⑤ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為(著 113条6項)</li></ul>	113条8項各号)
P337~P338 Lesson38 著作権の侵害と救済  5  著作権を侵害した場合の刑事罰 6行目~(次ページ)最終行 差し替え	違法ダウンロードについても刑事罰の対象となります。ただし、… (次ページへ続く)	違法ダウンロードについても刑事罰(2年以下の懲役等)の対象となります(著119条3項)。 侵害コンテンツ(違法にアップロードされた著作物等)へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰(5年以下の懲役等)の対象であり(著119条2項4号、5号)、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する
	…いわゆるコミックマーケットで販売する行為は、上記① ~③の要件を満たさず、親告罪の対象になると考えられま す。	

コナ ソノ かた コイ	***	<b>本</b> 事##
該当箇所	変更前	変更後
P404	農家が種子を保存することは権利の及ばない範囲とする	…農家が種子を保存することは権利の及ばない範囲とする
Lesson44 種苗法	ことを認めており、日本国でもこの例外規定を採用してい	ことを認めており、日本国でもこの例外規定を採用してい
3 育成者権の効力と存続期間	ます。	ます。
8 行目 追加		ただし、2022年4月1日より農業者による自家増殖にも育
		成者権の効力が及ぶこととし、育成者権者の許諾に基づき
		行うこととなります。
		育成者権者等により登録品種の種苗等が譲渡されると、育
		成者権者が海外での販売を見据えて登録品種の海外持ち出
		しを制限する意思を有していたり、国内での産地づくりを
		見据えて収穫物の生産地域を制限する意思を有していて
		も、その意思に反する行為を防ぐことができませんでした。
		そこで、2021年4月1日より、品種登録出願時に、輸出可
		能な国または栽培可能な地域を指定し、指定した国以外へ
		の輸出または指定した地域以外での栽培を制限することを
		届け出ることにより、種苗等が譲渡された場合であっても、
		指定した国以外への種苗等を輸出する行為や指定した地域
		以外で収穫物を生産する行為に育成者権の効力を及ぼすこ
		とが可能となりました(種21条の2)。
		なお、登録品種の種苗を業として譲渡する者は、登録品種
		であることを表示しなければなりません (種 55 条 1 項)。
		また、輸出の制限や栽培地域の制限がある場合は、それら
		の制限があることを表示しなければなりません(種 21 条の
		2第5項)。

## (参考) 地理的表示(GI) と地域団体商標との違い

	地理的表示(GI)	地域団体商標
#-II ets		
制度	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度	地域ブランドの名称を商標権 (出所表示)として登録し、そ の名称を独占的に使用すること ができる制度
保護対象(物)	農林水産物、飲食料品等(酒類 等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象(名称)	農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの(地域を特定できれば、必ずしも地名を含まなくてもよい)	「地域名」+「商品 (サービス)名」 等
登録主体	生産・加工業者の団体(法人格の無い団体も可)	農協等の組合、商工会、商工会 議所、NPO 法人
主な登録要件	<ul><li>・生産地と結び付いた品質等の 特性を有すること</li><li>・確立した特性:特性を維持し た状態で概ね 25 年の生産実 績があること</li></ul>	<ul><li>・地域の名称と商品(サービス) とが関連性を有すること(商 品の産地等)</li><li>・商標が需要者の間に広く認識 されていること</li></ul>
使用方法	地理的表示は、登録標章 (GI マーク) と併せて使用することができる (GI マークのみの使用は不可)	・登録商標である旨を表示(努力義務) ・地域団体商標は地域団体商標マークと併せて使用することができる(推奨)
品質管理	・生産地と結びついた品質基準 の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が品質基準を 守るよう団体が管理し、それ を国がチェック	商品の品質等は商標権者の自主 管理
効力	地理的表示及びこれに類似する 表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商 標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品並びにこれらに関する広告等	登録商標に係る商品若しくは サービス又はこれと類似する商 品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害 賠償請求
費用・保護期間	登録:9万円(登録免許税) 更新手続無し(取り消されない 限り登録存続)	出願・登録:40,200円(10年間) 年間) 更新:38,800円(10年間) ※それぞれ1区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣(農林水産省)	特許庁長官(特許庁)